

環境部

1 公害対策 4-3

(1) 公害関係苦情事務

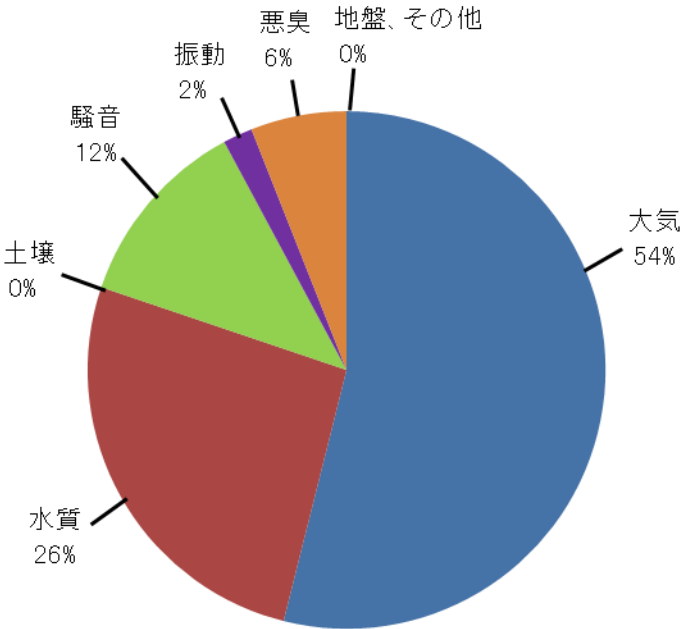
公害苦情紛争処理制度の一つとして、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で迅速かつ適切に処理することにより、苦情申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという重要な役割を負っている。

近年の苦情の傾向としては、近隣住民同士のトラブルによるものが増加している。

<平成 27 年度公害苦情処理状況>

① 苦情処理件数

		27 年度	
		件	%
典型 7 公害	大 気	117	54
	水 質	57	26
	土 壌	0	0
	騒 音	26	12
	振 動	4	2
	悪 臭	13	6
	地 盤	0	0
その他		1	0
合 計		218	100



② 被害の種類別件数

区 分	健 康	財 産	動・植物	感覚的 心理的	その他	合 計
件 数	25	4	5	159	25	218

③ 発生源の用途地域別件数

	住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地域	市街化 調整区域	その他	合 計
苦情 件数	66	8	6	10	3	1	114	10	218

(2) モニタリング業務

佐賀市の環境を客観的な数値等で把握するため、水質、騒音・振動、大気、地盤高・地下水位などの定期的な測定を行っている。

① 水質測定

ア 公共用水域水質調査

河川等の水質汚濁状況監視のため市内主要河川 88 地点で調査を実施

水域			年間調査回数	地点数	
河川	旧 市 内		4	30	38
			12	8	
	南部地域	諸富町	4	5	32
		川副町	4	10	
		東与賀町	4	7	
		久保田町	4	10	
	北部地域	大和町	4	4	13
		富士町	4	5	
		三瀬地区	4	4	
湖沼	北山ダム		12	2	2
海域	有明海		12	3	3
				合計	88

イ 河川農薬調査（9ヶ所：年1回）

水田等の殺虫剤として用いられている 1, 3-ジクロロプロペンによる水質汚染を監視するため河川の水質調査を実施

ウ 事業場等からの排水影響調査（16 地点：年 1～6 回）

事業場から河川に排出された後の河川において水質汚濁状況監視のため 16 地点で調査を実施。

エ 地下水調査（22ヶ所：年1回）

地下水汚染を監視するため調査を実施

オ 飲用井戸水監視地域調査（14ヶ所：年1回）

北部地域において飲用井戸水の地下水汚染を監視するため調査を実施

② 騒音・振動測定

ア 自動車騒音・振動調査（4ヶ所：年1回）

市内の道路に面した区域で道路交通に伴う騒音・振動の調査を実施

イ 一般環境騒音調査（3ヶ所：年1回）

市内の道路に面しない区域で一般環境騒音の調査を実施

ウ 自動車騒音常時監視（2 区間：年 1 回）

市内の主な幹線道路における自動車交通等により発生する騒音を 24 時間連続測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況を面的に評価

③ 大気測定（5ヶ所：年6回）

ガスパック法による二酸化窒素の測定を実施

④ 地盤高・地下水位測定（1ヶ所：通年継続）

地盤沈下監視のため佐賀市民会館に観測井を設置し、測定を実施

(3) 各種届出

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく各種届出を受け付けている。

＜平成 27 年度届出件数＞

大気	水質	土壌	騒音	振動	公害防止	合計
3	142	43	62 (0)	50	32	332

* 大気は一般粉じんのみ

* 公害防止は公害防止主任管理者設置事業場を除く

* 騒音の()内の数字は、届出受付件数のうち県条例に基づくもの

(4) 立入調査

事業者の各法令遵守確認のため立入調査を実施し、監視指導を行っている。

＜平成 27 年度立入調査件数＞

大気	水質	騒音	振動	合計
6	54 (45)	0	0	60

* 水質の()内の数字は、立入調査件数のうち排水の水質検査を伴うもの

2 環境衛生

(1) 衛生害虫（蚊）防除業務 4-3

佐賀大学医学部に「蚊の駆除に関する基礎研究」を委託し、「幼虫期（ボウフラ等）に対し、低魚毒性かつ汚染の低い薬剤を散布する方法が最善である。」との報告結果に基づき、昭和 61 年度から河川・水路等における幼虫の発生調査を行い、発生が確認されれば、薬剤（昆虫成長制御剤、脱皮阻害剤）を散布する方法に切り替えて実施している。

防除期間は 4 月から 10 月までで、10 月は越冬蚊の防除を行っている。

○ 平成 27 年度 蚊防除対策事業集計表

	河 川 の 状 況			薬 剤 使 用 量		調査回数 (延べ)	散布回数 (延べ)
		調 査 所 箇	幼虫発生 箇所 箇	昆虫成長 制 御 剤 (kg)	脱 皮 阻 害 剤 (kg)		
総 計	実施	1,947	428	78.0	24.5	19,443	1,067
通常防除	実施	1,592	310	69.5	0.0	17,402	753
特 別 班	実施	122	44	0.0	21.8	1,342	198
越 冬 蚊	実施	233	74	8.5	2.7	699	116

※ 「通常防除」とは、4 月から 9 月までの期間、佐賀市内（長崎自動車道以南）を対象とし、調査・散布を行う防除。

※ 「特別班」とは、同期間、前年度特に多発した箇所並びに大きな河川を対象とし、動力噴霧器を使用し幼虫防除を行う。

※ 「越冬蚊」とは、10 月の 1 ヶ月間、今年度の「通常防除」で特に多量発生した箇所を対象とし、調査・散布を行う防除。調査対象河川は通常・特別の一部。

※ 調査回数・散布回数は、防除開始から終了までの延べ回数。

① 昆虫成長制御剤 蚊（幼虫）駆除用薬剤（スミラブ）

0.05～0.1PPM の濃度で蚊の発生箇所へ手で直接河川に散布する。

汚染が少なく、魚毒性も非常に少なく、蚊に抵抗力がつきにくい。

② 脱皮阻害剤 蚊（幼虫）駆除用薬剤（ミディ）

0.5～1.25PPM の濃度で蚊の発生箇所へ動力噴霧器にて直接河川に散布する。

汚染が少なく、魚毒性も非常に少なく、蚊に抵抗力がつきにくいが高価。

(2) 狂犬病予防注射及び犬の適正な飼育 4-3

① 犬の新規登録数及び狂犬病予防注射済数（平成 27 年度）

新規登録数	狂犬病予防注射済数
697 頭	7,374 頭

※ 犬の登録数 10,314 頭（平成 28 年 3 月 31 日現在）

※ 狂犬病予防法により犬の登録（生涯 1 回）及び年 1 回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられている。

② 犬の登録手数料等（1頭につき）

登録手数料	狂犬病予防注射済票 交 付 手 数 料	鑑札再交付 手 数 料	狂犬病予防注射済票 再 交 付 手 料
3,000 円	550 円	1,600 円	340 円

※狂犬病予防注射料別途 2,600 円（佐賀県獣医師会等）

③ 犬に関する苦情件数等（平成 27 年度）

苦 情 件 数						
放し飼い	吠 え 声	咬傷事故	フンの放置	徘徊犬	そ の 他	合 計
18 件	11 件	6 件	18 件	29 件	7 件	89 件

※ 平成 20 年 10 月 1 日から市による犬の引き取りは廃止

※ 本庁および各支所分の合計

④ 犬のしつけ方教室

犬の飼い主が犬に対する正しい認識をもって飼育できるように犬のしつけ方教室を開催している。佐賀市役所前公園など市内各所で開催した。

○ 平成 27 年度実績

開 催 数	参加者数
10 回	117 名

⑤ 動物との共生啓発イベント

1) 動物愛護啓発のためのパネル展示

野良猫や、殺処分の現状などを知らせることで、動物愛護について啓発した。

2) 動物関連グッズのフリーマーケット

グッズを売り上げることで、保護犬猫の医療費の補助に利用した。

3) 犬猫の譲渡会

飼い主のいない犬猫を希望者に譲渡した。

4) 猫の飼い方教室

適正な猫の飼い方を教えることで、野良猫が増えることを抑止するための啓発をした。

開催日：平成 28 年 3 月 21 日

場 所：佐賀市役所前公園

参加者：約 300 名

(3) その他の業務 4-3

① 空き地・空き家適正管理推進事業

平成 25 年に「佐賀市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、近隣の住民に対して何等かの危険或いは衛生的な害を与える可能性がある空き地・空き家について、その所有者や管理者に対して、除草・清掃や老朽家屋の改善対策などを実施するよう指導を行った。更に、所有者や管理者自身による空き家の適正管理が早急に進展するように、除草や消毒の依頼先の紹介や、法律相談等の情報提供を行った。

さらに、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行となり、それに基づく指導等を行なうことにより、空家等対策の推進に努めた。

○ 平成 27 年度 空き地・空き家の苦情相談件数

空 き 地	49 件
空 き 家	121 件
合 計	170 件

※ 本庁および各支所分の合計

② 路上喫煙防止対策事業

平成 21 年 4 月 1 日に佐賀市路上喫煙の防止に関する要綱を制定し、それにより佐賀駅周辺を路上喫煙禁止地区として指定した。

路上喫煙禁止地区の指定により、受動喫煙・タバコの火の危険性・タバコのポイ捨て等による環境悪化の対策として、関係部署と協力し、路上喫煙防止対策事業を行っている。

路上喫煙禁止地区内に喫煙スポットを設置し、歩きタバコ・タバコのポイ捨て防止を啓発している。（佐賀駅南側と佐賀駅バスセンター東側の 2 カ所に設置。）

ア 関係部署

実施主体：環境保全課・健康づくり課・生活安全課・循環型社会推進課

協力機関：J R 佐賀駅・佐賀駅バスセンター・地区内自治会等

関係課：道路管理課・都市デザイン課・商業振興課

③ 地域猫推進事業

地域猫活動とは、地域住民の方々が、野良猫の不妊・去勢手術、エサの管理、フン尿の清掃など、これ以上野良猫が増えないようにしたうえで適正な管理を行い、野良猫による被害のない住み良い街づくりを目指す活動である。

市では、平成 21 年度から「地域猫推進事業」を導入し、地域住民の合意のもとに自治会または 3 人以上のグループで活動に取り組む場合、不妊・去勢手術の全部、または一部について助成を行なっている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
平成 23 年度	8 団体	147 匹	435 匹
平成 24 年度	15 団体	122 匹	557 匹
平成 25 年度	22 団体	154 匹	711 匹
平成 26 年度	20 団体	131 匹	842 匹
平成 27 年度	24 団体	153 匹	995 匹

野良猫は、飼い猫が外に出ることにより増加する一面があるため、市では平成 24 年度から、「飼い猫に対する不妊・去勢手術助成金事業」を導入した。これにより飼い猫の適正飼養を推進し、野良猫の増加を抑える一助としている。

年 度	助成者数	助成頭数	助成頭数累計
平成 25 年度	75 人	87 匹	171 匹
平成 26 年度	81 人	88 匹	259 匹
平成 27 年度	80 人	86 匹	345 匹

市等が管理する公園等に生息する野良猫が多数存在し、野良猫の増加にも影響していることから、市内の公園等に生息する野良猫の不妊・去勢手術を実施する団体に対し、平成 27 年度から、手術費用の全部について助成を行っている。

年度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
平成 27 年度	1 団体	38 匹	38 匹

④ カラス対策事業

カラスによる繁殖期中（4 月～7 月）の威嚇攻撃から市民の安全を確保する対策として、平成 22 年度からヒナの捕獲や卵、巣の撤去を行っている。

○ 平成 27 年度対応実績

雛の捕獲	巣の撤去	卵の回収
20 羽	12 箇所	1 個

○ 平成 27 年度カラス捕獲処分数

平成 27 年度から、カラスによる生活被害を軽減するため、箱わなを使用したカラスの捕獲・駆除事業を実施している。

年度	ハシブトガラス	ハシボソガラス	ミヤマガラス	合計
平成 27 年度	110 羽	801 羽	0 羽	911 羽

3 環境マネジメントシステムの普及 4-1

(1) 取り組みの理由

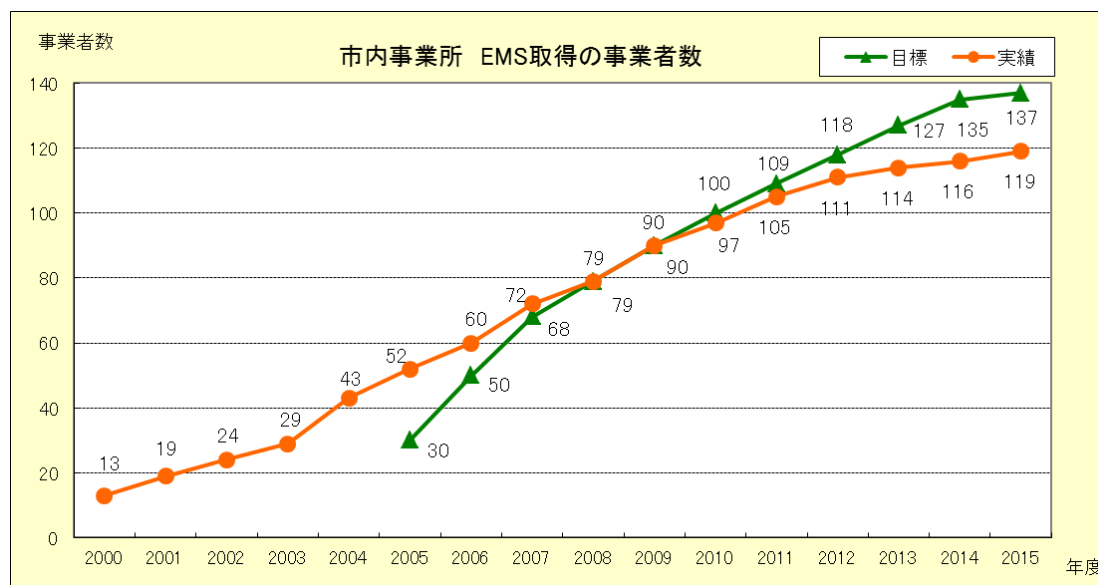
「ISO14001」や「エコアクション21（EA21）」等の環境マネジメントシステム（EMS）は、事業者が事業活動における環境への負荷を減らすための有効な手段である。本市では、市内企業へのEMS普及を積極的に図り、事業者の自主的な環境活動を促進することで、佐賀市全域の環境負荷の低減を目指している。市役所自身も、旧佐賀市にて平成14年3月1日にISO14001適合事業所として認定を受け、環境施策の進捗管理を行うとともに、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省エネルギー・省資源等に取り組んできた。平成22年度からは、ISO14001をベースとした独自の環境マネジメントシステムを運用し、引き続き環境負荷低減に取り組んでいる。

(2) 佐賀市環境マネジメントシステムの仕組み

ISO（国際標準化機構）が定めた環境管理の国際規格であるISO14001をベースに市役所が独自に構築した環境マネジメントシステムである。市役所では、まず市長が環境保全の将来方向（環境方針）を決め、各部局で重点目標及び具体的な取り組みを設定し、これを達成するために環境組織を作って実行している。そして、これが確実に行われているのかをチェックし、必要に応じてシステムを見直し、改善を行っていく。

(3) 市内事業所への環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所は、平成27年度末時点で市内に119事業所ある。佐賀市では、市内事業所に対してエコアクション21を普及するため、エコアクション21の認証を初めて取得する市内の事業者取得経費の一部を助成している。平成27年度は1社が利用した。



※ エコアクション21とは、ISO14001規格をベースとしつつ、より広範な中小企業、学校、公共機関などが取り組めるように環境省が策定した環境経営システム。省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水及びグリーン購入等への取り組みを必須の要件とし、環境活動レポートを作成して公表することなどが規定されている。

(4) 市役所自身の取り組み（平成 27 年度の結果・抜粋）

市役所では、平成 21 年度までは国際規格 ISO14001 に基づき構築した環境マネジメントシステムを運用してきた。平成 22 年度からは独自システムを運用しており、環境に配慮するための目標を設定し、その目標達成のため職員一人ひとりが日々努力している。

平成 27 年度の取り組み実績（平成 19 年度との比較）については以下のとおり。

- 対象施設：市役所本庁舎、支所庁舎（諸富・大和・富士・三瀬・川副・東与賀・久保田）、図書館、青少年センター、清掃工場、衛生センター、交通局、上下水道局、下水浄化センター、富士大和温泉病院などの施設。指定管理施設は除く。

温室効果ガス排出量の内訳		活動量(A)		排出係数 (B)	温室効果ガス排出量(t-CO ₂) (A) × (B)		温室効果ガス 排出量の増減 (t-CO ₂) H27-H19	温室効果ガス 排出量の増減 (%) H27/H19
		平成19年度	平成27年度		平成19年度	平成27年度		
○二酸化炭素								
燃料 の 使用	ガソリン(ℓ)	209,228	173,231	2.32	485	402	△ 84	△ 17.2
	灯油(ℓ)	282,601	283,189	2.49	704	705	1	0.2
	軽油(ℓ)	940,416	856,287	2.62(H19) 2.58(H27)	2,464	2,209	△ 255	△ 10.3
	A重油(ℓ)	792,941	105,411	2.71	2,149	286	△ 1,863	△ 86.7
	LPガス(kg)	266,968	247,070	3.00	801	741	△ 60	△ 7.5
	都市ガス(m ³)	510,194	303,979	2.01(H19) 2.23(H27)	1,025	678	△ 348	△ 33.9
電気 の 使用	九州電力(kWh)	40,332,802	25,871,530	0.387(H19) 0.584(H27)	15,609	15,109	△ 500	△ 3.2
	荏原環境プラント(kWh)	0	6,601,071	0.266(H27)	0	1,756	1,756	-
○メタン								
自動車走行に伴う排出(km)		5,772,443	5,394,228	車種ごとの係数	2	2	△ 0	△ 11.8
○一酸化二窒素								
自動車走行に伴う排出(km)		5,772,443	5,394,228	車種ごとの係数	44	31	△ 13	△ 29.3
○ハイドロフルオロカーボン								
エアコン有の自動車(台)		394	455	0.015(H19) 0.010(H26)	8	6	△ 2	△ 23.0
				計	23,291	21,925	△ 1,366	
温室効果ガス排出量の増減率(平成19年度比)							-5.9%	

※市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量のうち、EMSの運用で管理できる業務によって発生する温室効果ガス排出量の推移です（廃棄物の焼却や下水の処理等に伴う排出分は含まれません。）。

※平成 27 年度の電気の使用に係る排出係数はまだ公表されていないため、平成 26 年度の排出係数を用いて算出しています。

4 温暖化防止対策の推進 4-1

(1) 佐賀市地球温暖化対策地域推進計画の策定

平成 9 年に採択された「京都議定書」において、日本は 2008 年から 2012 年において温室効果ガス排出量を 1990 年比 6%削減することを国際的に約束している。

これに基づき、国や佐賀県が削減目標達成に向けて取り組みを進める中、佐賀市では平成 22 年 3 月に「佐賀市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガス排出量の削減への取り組みを進めることを目指している。

【目標】

佐賀市全域で発生する温室効果ガス総排出量を、2014 年度までに 1990 年度比で 6%削減する。

(2) 佐賀市地球温暖化対策実行計画の策定

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。平成 9 年 12 月に採択された京都議定書を受けて、平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定と、実施状況の公表が義務づけられている。

これに基づき、佐賀市では平成 21 年 3 月に「佐賀市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境への負荷の少ない、持続的に発展する循環型社会の構築を目指している。

【目標】

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量を、2014 年度までに 2007 年度比で 6%削減する。

(3) 省エネルギーの推進（平成 27 年度実績）

佐賀市では、「省エネコンテスト事業」、「佐賀市環境行動指針」に関する「出前講座」等により、市民・事業者を対象とした省エネ行動の啓発活動を実施している。また、長寿命で消費電力が少ない「LED照明」への切り替え等、省エネ設備の導入を推進しエネルギー消費量の削減を図っている。

① 省エネコンテスト事業

市民や事業者などの温暖化対策の意識の向上を目的に、「省エネコンテスト」を実施し、家庭部門 6 点、事業所・団体部門 2 点が入賞作品として選出された。

【応募数】家庭部門：8 点 事業所・団体部門：2 点

② 出前講座実績

実施回数：1 回 参加者数：40 人「佐賀市環境行動指針」に関する出前講座を実施。

③ LED照明の普及推進

自治会がLED防犯灯を新設及び灯具交換する場合に助成金を支給した。

【実績】新設 241 灯、交換 2,590 灯

④ 市施設の省エネルギー推進の取り組み

市役所自身も省エネの取り組みや再生可能エネルギーの導入を進めている。

ア 小中学校の省エネ改修

循誘小、久保泉小、川上小、富士中において、耐震補強などの校舎改造時における照

明器具のＬＥＤ化や、サッシの更新等を行い、また、三瀬校、川副中においては、屋内運動場天井材等改修時における照明器具のＬＥＤ化を行い、照明高効率化や電気使用量の低減を図っている。

イ 小中学校への省エネ装置の設置

「デマンド監視装置」を平成 22 年度に 24 校に設置し、ピーク時の電力を他の時間帯に移行・停止することにより電力供給値を下げ、電力使用量の低減を図っている。

ウ 自歩道照明の高効率化

市の自動車道、歩道で器具不良の照明 195 個をＬＥＤ照明に交換

エ 証明書発行時等の省資源化

自動交付機利用や市税納入時の口座振替利用を促進し申請書や納付書の削減による省資源化を目指している。

(4) 再生可能エネルギーの推進

地球温暖化やエネルギー問題に対処するために、エネルギー消費の削減とともに「再生可能エネルギーの創出」はその対処方法として大きな柱となっている。このため佐賀市では、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市内への再生可能エネルギーの普及を図っている。

① 佐賀市が導入している再生可能エネルギー

ア 廃棄物発電（平成 15 年 3 月導入）

佐賀市清掃工場では、ごみを燃やした際に発生する熱を利用して廃棄物発電を行っている。発電した電気は清掃工場や健康運動センターで消費され、余った電気は電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。

イ 廃棄物熱利用（平成 15 年 3 月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されている。温水プールに必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかなっており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分温室効果ガス排出量を削減している。



健康運動センター



温水プール

② 佐賀市が導入している再生可能エネルギー

ア 廃棄物発電（平成 15 年 3 月導入）

佐賀市清掃工場では、ごみを燃やした際に発生する熱を利用して廃棄物発電を行っている。発電した電気は清掃工場や健康運動センターで消費され、余った電気は電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。

イ 廃棄物熱利用（平成 15 年 3 月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されている。温水プールに必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかされており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分温室効果ガス排出量を削減している。



健康運動センター



温水プール

ウ バイオディーゼル燃料製造装置（平成 16 年 3 月導入）

家庭から出る使用済みてんぷら油からバイオディーゼル燃料を製造し、市のごみ収集車や市営バスの燃料として使用している。



燃料スタンド



燃料製造機

エ 太陽光発電

1 市立図書館	30 k W（平成 22 年 5 月導入）
2 本庁舎東側駐車場	3.4 k W（平成 23 年 10 月導入）
3 南川副公民館	10 k W（平成 24 年 3 月導入）
4 上下水道局	100 k W（平成 25 年 3 月導入）
5 嘉瀬公民館	10 k W（平成 25 年 4 月導入）
6 兵庫小学校	10 k W（平成 25 年 3 月導入）
7 成章中学校	10 k W（平成 25 年 3 月導入）
8 春日北コミュニティセンター	10 k W（平成 26 年 4 月導入）
9 神野公民館	10 k W（平成 26 年 4 月導入）
10 本庁舎	40 k W（平成 26 年 10 月導入）



市立図書館

オ 消化ガス発電（平成 23 年 4 月より稼動）

下水浄化センターでは、下水処理の過程で発生する消化ガスを使って発電し、発電した電気ですべて施設で使用する電力を補っている。また、発電設備の余熱を利用した消化槽の加温を行い、熱効率の向上を図っている。



消化ガス発電設備

カ 小水力発電（平成 27 年 3 月より稼動）

佐賀市清掃工場では、機器を冷却するために循環している水を利用した小水力発電を行っており、発電した電力は新電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。



小水力発電設備

(5) 電気自動車の普及促進

平成 23 年度に設置した三瀬温泉やまびこの湯の充電設備及び平成 26 年度に設置した富士支所、道の駅大和そよかぜ館、諸富文化体育館、久保田特産物直売所味らん館の充電設備の維持管理を行った。

5 バイオマス産業都市さがの構築 4-1

(1) バイオマス産業都市さが

平成 24 年 9 月に関係 7 府省が共同で取りまとめたバイオマス事業化戦略において、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとされた。平成 30 年までに全国で約 100 地区のバイオマス産業都市の構築が目指されており、佐賀市においても暮らしから発生するごみ・排水、森林や製材所の未利用木材など「廃棄物であったものがエネルギーや資源として価値を生み出しながら循環するまち」を目指す将来像とする「佐賀市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成 26 年 11 月にバイオマス産業都市の認定を受けた。

本市のバイオマス産業都市構想では 6 つの事業化プロジェクトを計画しており、このなかでも、微細藻類の培養による資源及び産業の創出を重点目標に掲げ関連するプロジェクトを推進している。

① 目指す将来像

廃棄物であったものがエネルギーや資源として価値を生み出しながら循環するまち

② 将来像実現のための基本方針

- ・ごみ処理施設や下水処理施設などの既存施設の活用
- ・行政が仲介役を果たし企業間連携を実現

③ 事業化プロジェクト

- ・清掃工場二酸化炭素分離回収事業
- ・木質バイオマス利活用事業
- ・下水浄化センターエネルギー創出事業
- ・微細藻類培養によるマテリアル利用及び燃料製造事業
- ・家畜排せつ物と事業系食品残さとの混合堆肥化事業
- ・事業系食品残さと有機性汚泥の混合利用事業

(2) 清掃工場二酸化炭素分離回収事業

佐賀市清掃工場では、ごみ処理過程で発生する排出ガスから二酸化炭素を分離回収し、資源として農作物の栽培や藻類の培養に活用するなど新たな産業の創出を目指し、平成 25 年度から平成 26 年度の 2 年間の実証実験を行った。その実験で得られた研究成果を踏まえ、平成 27 年度に環境省の補助を受けて、実用レベルである日量 10t の二酸化炭素を回収する設備の建設に着手した。



(3) 下水浄化センターエネルギー創出事業

下水浄化センターでは、平成 23 年度から下水道の汚泥を活用した消化ガス発電を開始し、施設全体で消費する電力の約 40%を生み出している。

今後、新たな取り組みとして、地域の未利用バイオマスを集約することで消化ガス発生量を増やし、さらなる再生エネルギーの増産によって循環型社会への貢献および環境負荷の低減を目指していく。



6 自然環境保全活動の推進 4-1

(1) 希少動植物分布図

佐賀市内における希少動植物等の分布情報を公共工事担当課と共有し、生息環境の保全に活用するため、同情報を「佐賀市地理情報システム」内の地図「希少動植物分布図」に反映した。

(2) 自然環境懇話会

自然環境の保全に関する専門的な意見を反映させるため、動植物の専門家等からなる「自然環境懇話会」を設置している。委員は次の事項についての検討と助言を行う。

- ① 自然環境の保全に関すること。
- ② 自然環境の調査に関すること。
- ③ 自然環境に関する教育、啓発に関すること。
- ④ その他自然環境に関して必要と認められること。

(3) 公共工事調整

公共工事予定箇所における自然環境保全のため、佐賀市自然環境懇話会委員と環境政策課、工事担当課との会議を年 2 回開催している。できる限り生態系に影響を与えない工法を選択するよう、調整を図る。平成 27 年度は 35 件の工事の自然環境保全措置について検討した。

公共工事調整の主な流れ

- ① 公共工事予定についての情報提供（各事業課）
- ② 調整が必要な事業の抽出（各事業課・環境政策課）
- ③ 自然環境懇話会での意見聴取（環境政策課・各事業課）
必要があれば自然環境懇話会委員により、工事予定箇所での自然環境調査を行う。
- ④ 環境政策課所見の検討、連絡（環境政策課）
自然環境懇話会委員の意見及び調査結果を参考に環境政策課所見を検討し、結果を各事業担当課へ連絡する。
- ⑤ 実施内容の検討、実施（各事業課）
環境政策課所見を基に、対応の可否や内容について各事業課にて検討、実施する。
- ⑥ 工事後、環境保全措置の内容を自然環境懇話会へ報告（各事業課・環境政策課）

(4) 自然共生型地域づくり事業（白石原湿原の整備）

佐賀市久保泉町下和泉にある白石原湿原は農業用水として活用されていたが、圃場整備事業により農業用水路が整備されたことで、その役割を終えた。その後、適切な維持管理が行われていなかったため、遷移により陸地化が進行した。このことが、まばらなヨシ等の群落に産卵する習性を持つベッコウトンボ（絶滅危惧ⅠA類）が激減した原因のひとつではないかと推察された。

そこで生態系の多様性を確保することを目的に、平成 13 年度に環境省及び佐賀県の助成を受け、土砂浚渫、周辺林の整備、観察施設整備等を行った。

平成 15 年 10 月からは再陸化が進行しないよう、池内外の除草等の維持管理を行って

る。平成 17 年度からは地元任意団体「白石原トンボ生せい会」による維持管理が始まり、地域ぐるみで環境保全を進めている。

○ 名 称：白石原湿原

○ 面 積：約 19,000 m²

平成 13 年度	8 月	佐賀県生物多様性保全事業費補助金交付決定
	10 月	白石原湿原整備工事着工
平成 14 年度	7 月	白石原湿原整備工事竣工
平成 15 年度	10 月	業者委託による維持管理業務開始
平成 17 年度	4 月	白石原トンボ生せい会へ維持管理業務の一部を委託開始

7 ラムサール条約湿地賢明利用推進事業 4-1

国際的に重要な湿地として、平成 27 年 5 月 29 日（日本時間）に「東よか干潟」がラムサール条約湿地に登録された。

湿原、沼沢地、干潟等の湿地は、多様な生物を育てており、水鳥の生息地として重要である。多くの水鳥は、国境を越えて渡りをすることから、湿地とそこに生息する生態系を保全する国際的な取り組みとして、1971 年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。条約が採択された場所がイランのラムサールであったことから、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれている。

この条約は、湿地と生態系の保全だけでなく、そこから得られる恵みを人々の生活に持続的に利用することを目的としている。

平成 28 年 8 月現在、締約国は 169 カ国で、日本では 50 カ所の湿地が登録されている。

東よか干潟の価値が国際的に認められたことで、多くの人々が有明海や干潟に目を向け、その価値や魅力について再認識し、有明海の保全・再生のきっかけの一つになることが期待される。

市では、干潟の保全を図るとともに、自然環境学習の素材や観光資源としての利活用を図り、地域振興に繋げる取り組みを推進する。

(1) 東よか干潟の概要

- 東と賀町南端の有明海沿岸から沖合いに広がる広大な泥干潟
- ムツゴロウやワラスボなどの魚類や、ゴカイやシオマネキなどの底生生物が多く生息し、地域特有の伝統的な漁法による漁業が営まれている。
- クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種を含む水鳥の国内有数の渡りの中継地・越冬地であり、シギ・チドリ類の飛来数は日本一
- 秋の紅葉が美しいシチメンソウ（絶滅危惧種）の国内最大の群生地

登録	平成 27 年 5 月 29 日（日本時間）
登録面積	218 h a
湿地のタイプ	干潟
保護の制度	国指定鳥獣保護区特別保護地区

(2) ラムサール条約の 3 つの理念

保全・再生	動植物の生息地だけでなく、私達の生活を支える大切な自然環境として、湿地を保全・再生していくことが重要である。
賢明な利用 （ワイズユース）	湿地を守るために厳しく規制するのではなく、湿地から得られる恵みなどを利用しながら、人と自然環境が永続的に共存することを求めている。
交流・学習	湿地の重要性に多くの人々が学ぶ機会をつくり、湿地に関わる関係者が情報を共有し、連携・協力する仕組みづくりが重要である。

8 「トンボ王国・さが」づくり事業 4-1

佐賀市は網の目のように張り巡らされた河川やクリークを有する全国有数の“水の都”である。平成元年にふるさと創生事業に取り組むにあたり、豊かな水辺空間を愛する市民のシンボルとして「トンボ」を掲げた。豊かな水辺環境を積極的に活かした街づくりを推進するため、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んでいる。

(1) 平成 27 年度事業内容

① トンボ教室

	月 日	内 容	場 所
第 1 回	5 月 10 日 10 名	金立公園は池や湿地、小川など多様な水環境があり、それぞれの環境に生息するトンボを採集した。	金立公園
第 2 回	5 月 31 日 4 名	佐賀市外のトンボを調べた。	鳥栖市 いこいの森 トンボ公園 神埼市 横武クリーク公園
第 3 回	6 月 21 日 7 名	アオハダトンボやハグロトンボの採集と、クリークで魚を採集した。	多布施川周辺
第 4 回	7 月 12 日 10 名	佐賀平野のクリークでトンボや魚を採集した。	佐賀市清掃工場周辺のクリーク
第 5 回	8 月 2 日 10 名	第 1 回と同じ場所での採集を通し、季節が違えば見られるトンボの種類も違うことを学んだ。	金立公園

② トンボ写真コンクール

ア 第 26 回トンボ写真コンクール

i 応募総数 408 点（一般部門：340 点、ジュニア部門：68 点）

ii 入賞作品展示 場 所：佐賀市立図書館 2 階中央ギャラリー

期 間：平成 27 年 10 月 7 日（水）～同 23 日（金）

イ トンボカレンダー トンボ写真コンクールの入賞作品を掲載したカレンダーを作製し、公共施設等に配布した（1,000 部作製）。また、1 部 300 円で販売した。

ウ トンボポスター トンボ写真コンクールの入賞作品を掲載したポスターを作製し、公共施設等に配布した（100 部作製）。

9 学校教育における環境学習 4-1

持続可能な社会を実現するためには、子どもたちが身近な体験の中から環境問題を学び、正しい知識を見につけ、その成果を生活に結び付けられる環境学習を行うことが必要である。このため、全佐賀市立小中学校における継続的な学習システムの普及に、佐賀市教育委員会と連携して取り組んでいる。

学校生活において子どもたちが自ら環境保全活動を企画・実践し、環境にやさしい学校づくりを目指す「佐賀市学校版環境 I S O」制度を平成 14 年度に設けた。平成 22 年度中に、全佐賀市立小中学校（53 校）が認定を受けている。

(1) 平成 27 年度事業内容

① 教職員対象研修会の開催

- ア 小中学校環境教育担当者研修会（年 1 回）
- イ 環境教育指導者研修会（小中学校の環境教育担当者及び小学 4 年生の担任が対象）
- ウ 環境教育担当者への相談事業

② 環境学習の成果発表

- ア 子ども環境作品展（マイバッグ部門、環境ポスター部門）
- イ 子ども環境活動発表会（佐賀市環境保健推進大会において発表）
〔平成 27 年度発表校〕開成小学校、北山東部小学校、川副中学校

③ 佐賀市学校版環境 I S O

- ア 平成 22 年度に全佐賀市立小中学校が「佐賀市学校版環境 I S O 制度」認定取得
- イ 平成 27 年度佐賀市学校版環境 I S O 審査
 - i 継続審査 14 校
 - ii 更新審査 10 校
 - iii 報告審査 27 校
- ウ 佐賀市学校版環境 I S O 活動表彰事業
 - i 最優秀校：東与賀小学校
 - ii 優秀校：神野小学校、思斉中学校

④ その他

- ア 小学校副読本「くらしとごみ」作成、配布
- イ 保育園・幼稚園児向け「たのしくまなべるかんきょうぬりえ」配布
- ウ エコプラザ等見学バス補助事業

10 大学と連携した環境学習の推進（佐賀環境フォーラム）

4-1

今日、環境問題に対する市民意識は年々高まってきている。しかし、環境に関する情報の中には一方的な見解も多く、これを安易に受け入れ、逆に狭い見にとらわれてしまうことも少なくない。

このため、佐賀市と佐賀大学では、様々な情報が交錯するなかで環境に関する正しい認識を培い、理解を深めて行動して欲しい、そして、学生と市民などの問題意識を把握することで、今後の行政施策、大学の研究テーマ等に反映させていきたいとの想いから、互いのノウハウを生かしながら「佐賀環境フォーラム」を平成13年度から開催している。

佐賀環境フォーラムは、「講義」「現地見学会」「体験講座」「ワークショップ」で構成し、市民と大学生が同じ教室で学ぶという形式で実施している。

(1) 平成27年度事業内容

受講者：一般8名、法人2社、スポット受講32名、学生103名

① 【講義】 一産学官分野から人材を迎えた講義一

「講義」は、働いている市民の方でも参加しやすいよう、夜6時30分から開始している。講師は、環境について様々な視点から勉強できるよう、佐賀大学の教授陣のほかに、企業の担当者、行政担当者、NPOなど各分野から人材を迎えている。

回	日程	講義内容	所属等	講師名
1	5月14日(木)	環境問題総論・佐賀環境フォーラムについて	佐賀大学 総合分析実験センター准教授 佐賀環境フォーラム実行委員会 事業部長	兒玉 宏樹 氏
2	5月19日(火)	開発途上国の環境問題	福岡県青年海外協力協会	八百屋 さやか 氏
3	5月21日(木)	「生物多様性の危機ー里山保全からSATOYAMA INITIATIVEへ」	佐賀大学 大学院 農学研究科 地域資源学研究室 教授	五十嵐 勉 氏
4	5月26日(火)	佐賀大学学生の環境活動	・ForS. ・チャリさがさいせい ・Green-Nexus ・NPO法人佐賀大学スーパーネット ・佐賀環境フォーラム学生スタッフ	各団体の代表
5	5月28日(木)	植物プランクトンとウイルスの関係	佐賀大学 低平地沿岸海域研究センター 講師	木村 圭 氏
6	6月4日(木)	土壌の微生物～地球の生命を支える小さな巨人～	佐賀大学 農学部 生物環境科学科 資源循環生産学講座 教授	染谷 孝 氏
7	6月11日(木)	獣害を地域の資源に	猪鹿庁	興膳 健太 氏
8	6月18日(木)	バイオマス産業都市の構築と企業との連携	・味の素株式会社九州事業所アグリ事業グループ長 ・佐賀市	横井 大輔 氏・佐賀市
9	6月25日(木)	持続可能な社会とエネルギー	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 客員教授	浅野 浩志 氏
10	7月2日(木)	「環境問題とソーシャルビジネス」 ～NPOが取り組むモビリティマネジメントについて～	NPO法人タウンモビルネットワーク北九州 理事長	植木 和宏 氏
11	7月9日(木)	陸域最大の炭素貯蔵庫・土壌環境の劣化と修復	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授	森 也寸志 氏
12	7月16日(木)	「環境中の放射線とその生物影響」	佐賀大学 総合分析実験センター 准教授	寺東 宏明 氏

② 【現地見学会】・【体験講座】 ー環境問題を現場で学ぶー

現地で実際に見て体感してもらうことで、机上の環境問題と自分の身近な環境とを直接結びつけて考えてもらうことを目的に現地見学会及び体験講座を実施している。

現地見学会では実際に佐賀県近郊の様々な箇所へ赴き、体験講座では自然観察やごみの実態調査を行った。

【現地見学会】

日程：平成 27 年 8 月 7 日

午前）味の素株式会社 九州事業所 （佐賀市諸富町）

佐賀市清掃工場 （佐賀市高木瀬町）

午後）佐賀市下水浄化センター （佐賀市西与賀町）

【体験講座】

・環境学習会

日程：平成 27 年 6 月 6 日

内容：21 世紀の県民の森 北山森クラブ 森林学習展示館において体験学習を実施。

・ごみ探検隊

日程：平成 27 年 6 月 13 日

内容：佐賀大学本庄キャンパス内のごみの分別調査・研修を実施

③ 【グループワークショップ】～聞くだけでなく自ら調べることで問題の本質を把握～

「グループワークショップ」は、参加者がグループに分かれ、それぞれに研究テーマを決めて研究活動をするものである。単に講義を受けるだけでなく、何が本当に正しいのかを自ら調べることで環境問題の本質を把握してもらうことを狙いとしている。

この研究の成果は、佐賀大学の目的志向型研究や佐賀市の環境施策に役立てられている。

【研究テーマ（全 4 テーマ）】

・環境教育

・水環境

・チャリツーリズム

・シックスクール

④ 【インターンシップ型ワークショップ】～実際に NPO 法人の活動を体験～

「インターンシップ型ワークショップ」は平成 22 年度から新たに実施され、佐賀大学生が環境系 NPO 法人の活動を実際に体験することで、より身近に環境問題について学ぶものである。

【派遣先 NPO 法人（全 4 団体）】

・元気・勇気・活気の会「三気の会」

・温暖化防止ネット

・さが環境推進センター

・みんなの森プロジェクト

⑤ 【2015 さが環境フェスティバル】

日程：平成 27 年 10 月 14 日、15 日

場所：どん³の森

ワークショップの活動を来場者に紹介、発表する機会としてフェスティバルに参加出展した。

1 1 環境配慮意識の高揚 4-1

『環境に関する様々な情報を市民等へ幅広く提供し、環境に配慮しようとする意識を高め、正しい知識に基づき行動する市民を育成する』ことを目的に、多数の来場者が見込めるイベントを活用し、よりたくさんの市民に対して環境問題を啓発すべく、さが環境フェスティバルを開催した。

(1) さが環境フェスティバル

- ①期間 平成 27 年 11 月 14 日（土）・11 月 15 日（日）
- ②場所 どん³の森
- ③実績 総入場者数 約 9,000 人
- ④内容 市民・事業所・NPO 等の各団体と連携し、参加・体験型の環境イベントを開催した。環境保全に取り組む様々な団体の活動紹介や、バルーン搭乗体験、どん³の森 クリーン大作戦、軽食を提供するフードコーナー、土木フェアが行われた。
 - ・東よか干潟に関する展示・クイズラリー
 - ・「3 R に関する展示・体験型講座」
3 R に関する展示や掲示のほか、エコプラザで実施している「3 R に関する体験型講座」を開催しました。
 - ・バイオマス産業都市さがに関する展示
CO2 分離回収装置や藻類に関する展示

1 2 佐賀市環境行動指針 4 - 1

望ましい環境像を実現するため、環境基本計画には4つの基本目標と2つの基本目標横断プロジェクトを設定している。その目標を達成するため、市民や事業所がどのような環境配慮行動をすべきかをわかりやすい指針としてまとめ、平成20年度に「佐賀市環境行動指針」を策定した。

この指針は、市民や事業所が日常生活及び仕事の中で実践すべき具体的な行動を示しており、各行動によって得られる効果について、二酸化炭素の削減量及び節約金額に可能な限り換算している。

多くの市民、事業所が「佐賀市環境行動指針」に定める行動を実践することを目指し、広報・周知活動や出前講座を実施している。

(1) 名称及び内容

名 称	項目数	内 容
佐賀市環境行動指針市民編	68 項目	家庭でできる省エネ、ごみの減量 他
佐賀市環境行動指針事業所編	30 項目	事業所内でできる行動、移動時の行動 他

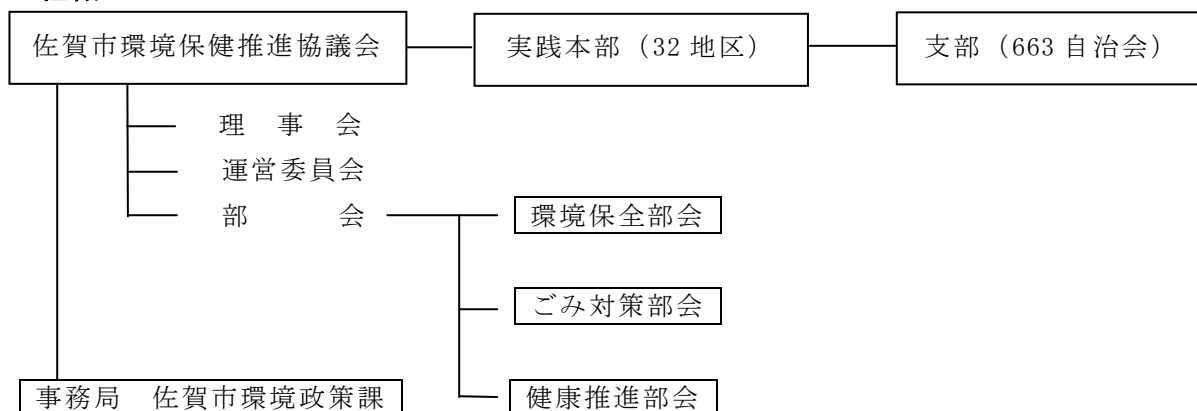
(2) 平成27年度出前講座の実績

職員出前講座制度や団体等からの直接依頼などを通じて、「佐賀市環境行動指針」に関する出前講座を実施。

- ① 実施期間：平成27年4月～平成28年3月
- ② 実施回数：1回
- ③ 参加者数：40人

1 3 佐賀市環境保健推進協議会 3-4・4-1・4-2・4-3

(1) 組織



(2) 事業

年 月 日	事 業 内 容
平成 27 年 7 月 22 日・24 日	燃えるごみ減量講座（ダンボールコンポスト）
平成 27 年 7 月 31 日	地元産食材を使った調理実習・講話
平成 27 年 8 月 6 日	こころの健康研修会
平成 27 年 8 月 20 日・21 日	視察研修（大分県） ・次世代エネルギー（地熱発電システム） ・資源の有効活用（焼酎粕の食品化・堆肥化） ・節水等の意識啓発（ダム施設）
平成 27 年 10 月 15 日・16 日	マイバッグキャンペーン
平成 27 年 10 月 24 日	にこにこ“さがし”ウォーク 2015
平成 27 年 11 月 9 日	路上喫煙禁止地区啓発キャンペーン
平成 27 年 11 月 14 日	ごみ減量クイズラリー
平成 27 年 11 月 20 日	自然観察会（ラムサール条約湿地東よか干潟）
平成 28 年 2 月 6 日	第 56 回佐賀市環境保健推進大会（参加 674 名）
平成 28 年 2 月 6 日	3010 運動アンケート調査実施
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	地区組織活動、部会活動事業
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	環境保健推進協議会理事会 3 回
年間の活動方針	【環境保全部会】節電・節水の推進、身近な自然環境とのふれあい、地産地消の推進
	【ごみ対策部会】ごみの排出抑制、生ごみの水切り徹底、マイバッグの推奨、3010 運動の推進
	【健康推進部会】健診の勧奨、バランスある食生活の推進、ラジオ体操・ウォーキングの推進

1 4 佐賀市エコプラザ管理運営事業 4-1

佐賀市エコプラザは、佐賀市の環境学習の拠点として、環境にやさしい暮らしのヒントを、市民がわかりやすく楽しく学べる、コミュニケーション施設である。

○ 佐賀市エコプラザの構成

出会いのゾーン（1階）

- ・市内の河川やクリーク、有明海に生息するさまざまな生きものたちの紹介

再生ゾーン（1階）

- ・リユース品の販売
- ・不用品持込相談
- ・3Rに関する情報提供や講座の開催
- ・工房開放、レンタル、リペア

環境学習ゾーン（2階、3階）

1）佐賀市の紹介

- ・清掃工場のジオラマの展示、プロジェクションマッピング映像での紹介
- ・佐賀北高校書道部による環境都市宣言文の書の展示

2）体験学習コーナー

- ・地球温暖化を知ることからスタートし、体験学習で環境について知り、市民の環境行動を促すためのコーナー
- ・地球環境や自然環境、ごみ減量について学習
- ・佐賀県の絶滅危惧種の生物の紹介

3）環境ラボ

- ・ごみと人間の歴史や佐賀市のごみ処理施設の歴史を紹介
- ・佐賀市が取り組むバイオマス産業都市について紹介
- ・小グループによる打合せや勉強会に使用可能

4）エコロジカルポンドコーナー

- ・飛来する野鳥の映像をみることが可能
- ・3階の展望ホールでは、佐賀平野を一望
- ・渡り廊下の壁面には、トンボに関するクイズの設置

工場見学ゾーン（3階）

- ・ごみピットに投入されるごみなど、ごみ処理の見学コース
- ・焼却炉やリサイクル工場の工程を150インチのモニターで説明
- ・見学コースの途中には、工場などで働く人たちから市民の皆さんへのお願いを“つぶやき”として紹介

企業連携ゾーン（2階）

- ・佐賀市が取り組む環境関連事業のパートナー企業との事業連携コーナー
- ・清掃工場の二酸化炭素回収実験やその二酸化炭素を活用した藻類培養等の企業を紹介
- ・下水浄化センターの事業に取り組んでいる企業の紹介

○ 平成 27 年度来場者実績

	区 分	団 体 数	見学者数
団体施設見学	市内小中学校	33	1,912 名
	市外小中学校	38	1,798 名
	そ の 他	52	980 名
	計	123	4,690 名
再 生 講 座	実 施 回 数	108 回	
	受 講 者 数	623 名	
イベント来場者		7,025 名	
一般来場者 ※個人見学者含む		17,241 名	
合 計		29,579 名	

※市内特別支援学校、佐賀大学附属小学校等は市内小中学校に含む。

○ 平成 27 年度会議室、環境教育教材貸出実績

大会議室（2 階） 収容人数：120 名

- ・環境に関する学習や活動等に利用する団体へ貸し出し

H27 年度実績：延べ 100 団体（2,397 人）

環境教育教材

- ・魚や昆虫などの野外観察用の道具を、環境学習を行う団体へ貸し出し

H27 年度実績：5 団体

15 ゴミ処理 4-2

(1) 分別収集

① 佐賀地区・大和町・富士町・川副町・東与賀町・久保田町

区分	対象物	収 集			処 理	
		回数	形態	場所	形態	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック等	週 2 回	直営/ 委託	ステーション	直 営	焼却→資源化・埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器、電球、乾電池等	月 2 回	委託			プレス→資源化 破砕→埋立て
資源物	新聞・チラシ	月 2 回	直営/ 委託		業者 売却	資源化
	雑誌・包装紙・箱類					
	ダンボール					
	牛乳パック					
	布類					
	ペットボトル					
	ビン・缶	委託	委託			
	廃食用油	週 1 回	直 営	回収拠点	直 営	
蛍光管・体温計	蛍光管、水銀の体温計・温度計	月 2 回	委託	ステーション	委託	
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	ステッカー方式：月1回 臨時収集：随時		戸 別	直 営	リユース→無償譲渡 焼却→資源化・埋立て 破砕→資源化・埋立て

② 諸富町・三瀬地区（処理主体は脊振共同塵芥処理組合）

区分	対象物	収 集			処 理			
		回数	形態	場所	形態	方法		
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック、布等	週 2 回	委託	ステーション	組合 直営	焼却→資源化・埋立て		
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器等	月 2 回			一部 委託	破砕→資源化・埋立て		
資源物	空缶・空ビン	月 1 回			委託	ステーション	委託	資源化
	ペットボトル							
	新聞・広告							
	雑誌類							
	紙パック							
	トレイ							
	ダンボール							
	廃食用油		週 1 回	直営				
有害ごみ	蛍光管・電球、乾電池、体温計等	月 2 回	委託	ステーション	委託			
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	ステッカー方式：月1回 臨時収集：随時		戸別				

(2) ゴミ処理事業の内容

① 指定袋制度

【歳入】

ア 指定袋ごみ処理手数料	390,485千円（12,421,100枚）
イ 指定袋広告料	600千円

【歳出】

ア 指定ごみ袋製造経費	98,989 千円 (12,818,000 枚)
イ 指定ごみ袋販売手数料等	52,763 千円

② ごみ減量啓発事業

事業名	件数	事業費（補助金交付額）
資源物回収奨励金	216 団体	4,808 千円
家庭用生ごみ処理容器購入費補助金	122 件(140 基)	112 千円

③ ごみステーションの適正管理

事業名	件数	事業費（補助金交付額）
ごみステーション維持管理活動補助金	648 団体	36,862 千円
カラスネット購入費等補助金	ネット 114 枚 BOX 型 12 カ所	987 千円

(3) 施設の概要

① 佐賀市の施設

ア 清掃工場

i 所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
ii 竣工	平成 15 年 3 月
iii 処理品目	燃えるごみ及び可燃粗大ごみ（燃えるもの）
iv 処理能力	
■ごみ処理施設	300 t / 日（100 t / 24h × 3 系列） 全連続燃焼ストーカ式焼却炉

イ リサイクル工場

i 所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
ii 竣工	平成 16 年 3 月
iii 処理品目	燃えないごみ及び不燃粗大ごみ（燃えないもの）、ペットボトル、・布類
iv 処理能力	24 t / 日
■不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備	13t/5 h
■紙類圧縮梱包設備	9 t / 5 h
■ペットボトル減容梱包設備	2 t / 5 h
■古紙、古布等貯留保管設備	約 370 m ²

ウ 廃食用油再生工場

i 所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
ii 竣工	平成 16 年 3 月
iii 処理品目	廃食用油
iv 処理能力	1,600ℓ / 日

エ 佐賀市一般廃棄物最終処分場

i 所在地	佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内
ii 埋立開始	昭和 56 年 10 月
iii 埋立地面積	146,400 m ²
iv 全埋立容量	450,900 m ³
v 残余容量	115,734 m ³

オ 清掃工場南部中継所

i 所在地	佐賀市川副町大字犬井道 5727 番地
ii 機能	主に家庭系ごみを受け入れ、一時的に仮置きした後、中間処理施設へ収集運搬する。

② 脊振共同塵芥処理組合（467 ページ参照）

③ 関連施設

株式会社佐賀資源化センター（第 3 セクター方式による法人）

i 所在地	佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1
ii 処理品目	ビン・缶類
iii 処理内容	選別、圧縮減容、保管
iv 処理能力	20t／日

(4) ごみ総排出量（佐賀市全域）

			(単位：トン)		
年度			平成25年度	平成26年度	平成27年度 (速報値)
収集人口(人)		10月1日現在	236,338	235,738	235,466
収集	可燃ごみ	直営	15,189	15,056	15,039
		委託	27,956	27,472	27,087
		許可	23,690	22,986	23,458
		小計	66,835	65,514	65,584
		不燃ごみ	直営	0	0
	委託		1,707	1,566	1,561
	許可		16	15	20
	小計		1,723	1,581	1,581
	資源物		ペットボトル	567	526
		ビン・缶	2,302	2,327	2,302
		紙・布類	4,216	3,795	3,498
		廃食用油	111	113	125
		小計	7,196	6,761	6,481
	粗大ごみ	直営	0	0	0
		委託	395	420	364
		許可	193	124	114
		小計	588	544	478
	有害ごみ	委託	20	14	11
		計	76,362	74,414	74,135
直接搬入		11,290	11,721	12,759	
処分業	剪定くず・草	882	1,025	1,688	
	総量	88,534	87,160	88,582	
	集団回収	1,847	1,616	1,602	
	合計	90,381	88,776	90,184	

16 し尿処理 4-3

収 集：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定められた「一般廃棄物処理実施計画」において収集の地区割りがなされ、許可業者（一部委託業者）が各地区を収集している。

処 理：佐賀市衛生センター（佐賀地区、諸富町、富士町、川副町、東与賀町）
クリーンセンター天山（大和町、久保田町）
三神地区汚泥再生処理センター（三瀬地区）

(1) 処理状況

（単位：K L）

年 度			23	24	25	26	27
収 集 量	し 尿	委託	356	296	240	217	190
		許可	41,670	37,879	34,501	31,945	29,243
		計	42,026	38,175	34,741	32,162	29,433
	浄 化 槽 汚 泥	委託	1,741	3,351	5,668	6,703	7,943
		許可	27,693	26,513	22,496	21,564	20,247
		計	29,434	29,864	28,164	28,267	28,190
	合 計		71,460	68,039	62,905	60,429	57,623
処 理 量	し 尿	佐賀市衛生センター	32,203	29,253	26,796	24,860	22,578
		クリーンセンター天山	9,181	8,318	7,382	6,762	6,274
		三神地区汚泥再生処理センター	642	604	563	540	581
		計	42,026	38,175	34,741	32,162	29,433
	浄 化 槽 汚 泥	佐賀市衛生センター	20,166	20,681	19,324	19,172	18,021
		クリーンセンター天山	8,193	8,056	7,699	7,845	8,845
		三神地区汚泥再生処理センター	1,075	1,127	1,141	1,250	1,324
		計	29,434	29,864	28,164	28,267	28,190
合 計		71,460	68,039	62,905	60,429	57,623	

○ 平成 27 年度地区別処理状況

(単位：K L)

地 区	佐 賀	諸 富	大 和	富 士	三 瀬	川 副	東与賀	久保田	合 計
し 尿	12,894	1,679	5,441	351	581	6,394	1,260	833	29,433
浄化槽 汚 泥	10,532	1,035	7,319	1,431	1,324	4,276	747	1,526	28,190
合 計	23,426	2,714	12,760	1,782	1,905	10,670	2,007	2,359	57,623

(2) 施設の概要

- 名 称 佐賀市衛生センター
- 所 在 地 佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地
- 敷地面積 16,027 m²
- 竣 工 平成 3 年 3 月
- 処理能力 260K L / 日 (し尿 175K L / 日、浄化槽汚泥 85K L / 日)
- 処理方法 高負荷脱窒素処理
- 放 流 先 公共下水道
- 焼 却 炉 15 t / 日
- 総工事費 2,410,000 千円